

第2章 事業所税の内容

1 課税客体

事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対して課税されます。

(法第 701 条の 32 第 1 項)

(1) 事業所等とは

自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設置された人的及び物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。したがって、事務所・店舗・工場などのほか、これらに付属する倉庫（無人倉庫を含みます。）なども事業所等の範囲に入ります。

(2) 事業とは

物の生産、流通、販売、サービスの提供などに係る全ての経済活動をいいます。また、事業所等において行われる事業とは、事業所等の区域内で行われるものをいうほか、その区域外で行われるもの、例えば、外交員のセールス活動なども事業所等の管理下に属する限り、事業所等において行われる事業となります。

(3) 事業所等には該当しないものの例

- ・ 社宅、社員寮等人の居住の用に供する性格が強いもの
- ・ 設置期間が 2～3 か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所等
- ・ 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が 1 年未満のもの
- ・ モデルハウス等商品見本の性格が強いもの（モデルハウス等の一部を事務所等として使用する場合は、当該事務所等の部分のみが事業所等に該当します。）

2 納税義務者

納税義務者は、広島市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。

(法第 701 条の 32 第 1 項)

(1) 貸ビル等の場合

貸ビル等の所有者ではなく、現にそこで事業を行っている者（貸ビル等を借りて事業を行っている者）が納税義務者となるため、貸ビル等の貸主は、その貸付部分（空室を含みます。）についての納税義務者になりません。

ただし、貸しビル等の貸主がビルの管理を行っている場合、ビルの管理要員室、管理用品倉庫等の管理のための施設は当該貸主が納税義務者となります。

なお、貸ビル等の貸主は、「事業所用家屋の貸付申告書」（P. 60～63）を提出する必要があります。

(法第 701 条の 52 第 2 項、条例第 123 条の 10、通知（4）ア）

(2) 共同事業の場合

二以上の者が共同して事業を行う場合は、連帯して納税義務を負います。

(法第 10 条の 2)

(3) 実質課税の原則

法律上事業を行うとみられる者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っている場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

(法第 701 条の 33)

(4) 委託事業に係る納税義務者

委託事業の場合は、実際に事業を行っている者が納税義務者となります。その際、委託契約の内容（業務委託契約・経営委託契約）や賃貸借契約の内容等を踏まえて、実際に事業を行っている者を判断していただく必要があります。（判断が難しい場合はご相談ください。）

3 税率

資 産 割 事業所床面積 1 m²につき 600 円

従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25

(法第 701 条の 31 第 1 項第 2 号、同第 3 号) (法第 701 条の 42)

4 免税点

資 産 割 市内の各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下の場合、資産割は課税されません。

従業者割 市内の各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合、従業者割は課税されません。

(法第 701 条の 43)

事業所税の免税点の判定は、資産割と従業者割のそれぞれごとに行い、免税点を超える場合には、資産割又は従業者割が課税されます。

(1) 資産割

課税標準の算定期間の末日の現況において、市内の各事業所等に係る事業所床面積の合計が、1,000 m²以下の場合、資産割は課税されません。（算定期間末日の廃止の場合は事業所床面積に含まれます。）

なお、免税点の判定に際しては、非課税床面積（P.13「6 非課税」参照）は含まれません。

ただし、課税標準の特例床面積（P.13「7 課税標準の特例」参照）及び減免に係る床面積（P.14「9 減免」参照）は含まれます。

〔例〕 事業所床面積 1,700 m²、非課税に係る事業所床面積 300 m²、
課税標準の特例による控除事業所床面積 600 m²(1200 m²×1/2)の場合

$$\begin{array}{ll}
 \text{免税点判定} & 1,700 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 = 1,400 \text{ m}^2 > 1,000 \text{ m}^2 \cdots \text{免税点超} \\
 \text{課税標準} & 1,700 \text{ m}^2 - 300 \text{ m}^2 - 600 \text{ m}^2 = 800 \text{ m}^2 \\
 \text{資産割額} & 800 \text{ m}^2 \times \underline{600 \text{ 円}} = 480,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

※免税点を超えるので課税となり、税率を乗じます。

(2) 従業者割

課税標準の算定期間の末日の現況において、非課税従業者数を除いた（P.13「6 非課税」参照）市内の各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下 の場合は、従業者割は課税されません。（算定期間末日の退職者は従業者数に含まれます。）

なお、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者数のうち最大である月の従業者数が、最小である月の従業者数に 2 を乗じて得た数を超える事業所等（課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等は除きます。）については、次の算式によって算出した数をもって課税標準の算定期間の末日現在の従業者数とみなすこととされています。

（法第 701 条の 43 第 4 項、令第 56 条の 73 第 1 項）

$$\begin{array}{l}
 \text{課税標準の算定期間の} \\
 \text{末日の従業者数}
 \end{array}
 = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在の従業者数の合計}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

なお、従業者割の取扱いについては、下表も参考にしてください。

従 業 者		免税点の判定	課税標準の算定
日々雇用等の臨時の従業員		従業者数に含める。	従業者給与総額に含める。
パートタイマー（注1）		従業者数に含めない。	
65 歳以上の者（役員を除く）		従業者数に含めない。	従業者給与総額に含めない。
障害者（役員を除く）			
役員	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者数に含める。	それぞれの会社の従業者給与総額に含める。
	無給の役員	従業者数に含めない。	
	非常勤の役員	従業者数に含める。	従業者給与総額に含める。
出 向 社 員	出向元が給与を支払う場合	出向元の従業者数に含める。	<u>出向元</u> の従業者給与総額に含める。
	出向先が出向元に給与相当分支払う場合	出向先の従業者数に含める。	<u>出向先</u> の従業者給与総額に含める。
	出向元と出向先が一部ずつ給与を負担しあう場合	主たる給与を支払う方の従業者数に含める。	<u>それぞれの会社</u> の従業者給与総額に含める。
労働者派遣法に基づく派遣社員（注2）		派遣元の従業者数に含める。	<u>派遣元</u> の従業者給与総額に含める。
外国又は広島市外に派遣又は長期出張（注3）している者		従業者数に含めない。	従業者給与総額に含めない。
休職中の従業者		給与等の支払を受けなかった場合を除き、従業者数に含める。	従業者給与総額に含める。
中途退職者		従業者数に含めない。	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める。

(注1) 「パートタイマー」とは、形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定します。一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者で、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別される者をいいます。

また、「相当短時間の勤務をすることとして雇用されている者」とは、就業規則等で定められた1週間の所定労働時間（就業規則等に勤務時間の規定がない場合には、免税点判定日における実勤務時間）が同一事業所等に雇用される同一職種の正規従業者と比較して4分の3未満である者をいい、免税点の判定における従業者の範囲から除きます。

例えば、正規従業者の1週間の所定労働時間が40時間の場合、1週間の所定労働時間が30時間未満の従業者は相当短時間の勤務をする者となります。

(注2) 「労働者派遣法」とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」をいいます。

(注3) 「長期出張」とは、課税標準の算定期間を超えて出張しているものをいいます。

5 課税標準

資 産 割 課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積

従業者割 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額

(法第701条の40第1項)

事業所税は、資産割と従業者割の合算額によって課税されますが、その課税標準は次の(1)及び(2)のとおりです。

(法第701条の32第1項)

なお、課税標準の算定期間とは、法人の事業の場合は事業年度、個人の事業の場合は個人に係る課税期間（年の中途において事業を開始又は廃止した場合を除き、その年の1月1日から12月31日までの期間）をいいます。

(法第701条の31第1項第7号、同第8号)

(1) 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積の合計です。

なお、課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積については、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積を12で除し、その月数を乗じて得た面積となります。

また、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月としてください。

(法第701条の40第3項)

〔例〕 課税標準の算定期間が4月1日から翌年1月31日までの場合

⇒ 算定期間の月数は10月となる

課税標準の算定期間が4月1日から翌年1月20日までの場合

9月と20日 ⇒ 算定期間の月数は10月となる

1月に満たないため、これを1月とする

① 事業所床面積 (法第 701 条の 31 第 1 項第 4 号、令第 56 条の 16)

事業所床面積とは、事業所用家屋^(注)の延べ床面積とされています。

ただし、事業所用家屋^(注)に専ら事業所等の用に供する部分（以下「専用部分」といいます。）に係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」といいます。）がある場合の事業所床面積については、次により算出してください。

$$\text{事業所床面積} = \text{専用部分の床面積} + \left(\text{共用部分の床面積の合計} \times \frac{\text{自らの専用部分の床面積}}{\text{専用部分の床面積の合計}} \right)$$

算出した事業所床面積に 1 m² の 100 分の 1 未満の端数がある場合、その端数は切り捨ててください。

(注) 事業所用家屋について(法第 701 条の 31 第 1 項第 6 号)

家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供しているものをいいます。

ここでいう家屋とは、登記簿に登記されているもの及び未登記のものであっても不動産登記法上家屋として登記の対象となり得るものをいいます。

〔例〕専用部分（A、B、C、D、E 及び F）、共用部分（廊下 G）であり、自らは A を事務所としている場合



事務所 A に係る事業所床面積は、専用部分（A）＋共用部分の按分となります。

共用部分の按分は次の式によります。

$$G \times \frac{A}{A + B + C + D + E + F}$$

◎ 事業所床面積に共用部分がある場合は、「共用部分の計算書（第 44 号様式別表 4）」の提出が必要となります。「申告書の記載例」（P. 51～52）を参考に記載してください。

② 課税標準の算定期間の中途^(注 1)において新設又は廃止をした場合の取扱い

(法第 701 条の 40 第 2 項)

課税標準の算定期間の中途^(注 1)において新設又は廃止した事業所等において行う事業に対する資産割の課税標準は、次により算出します。

※ 算出した事業所床面積に 1 m² の 100 分の 1 未満の端数がある場合、その端数は切り捨ててください。

ア 課税標準の算定期間の中途^(注 1)において新設された事業所等

$$\text{課税標準の算定期間の末日} \times \frac{\text{新設の日} \text{の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

〔例〕課税標準の算定期間が4月1日から翌年3月31日までの法人が、課税標準の算定期間中の5月15日に事業所等(1,500㎡)を新設した場合

→ 「新設の日の属する月(5月)の翌月である6月」から「課税標準の算定期間の末日の属する月である翌年3月までの月数」は10月であり、この場合の課税標準は、
 $1,500 \text{ ㎡} \times 10 / 12 \text{ 月} = 1,250 \text{ ㎡}$ となります。

イ 課税標準の算定期間の中途^(注1)において廃止された事業所等

課税標準の算定期間の開始の日の属する月から
 廃止の日における事業所床面積^(注2) × $\frac{\text{廃止の日の属する月までの月数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$

〔例〕課税標準の算定期間が4月1日から翌年3月31日までの法人が、課税標準の算定期間中の7月5日に事業所等(2,700㎡)を廃止した場合

→ 「課税標準の算定期間の開始の日の属する月である4月」から「廃止の日の属する月である7月までの月数」は4月であり、この場合の課税標準は、
 $2,700 \text{ ㎡} \times 4 / 12 \text{ 月} = 900 \text{ ㎡}$ となります。

ウ 課税標準の算定期間の中途^(注1)において新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中途^(注1)において廃止されたもの

新設の日^(注3)の属する月の翌月から
 廃止の日の属する月までの月数
 廃止の日における事業所床面積^(注2) × $\frac{\text{課税標準の算定期間の月数}}$

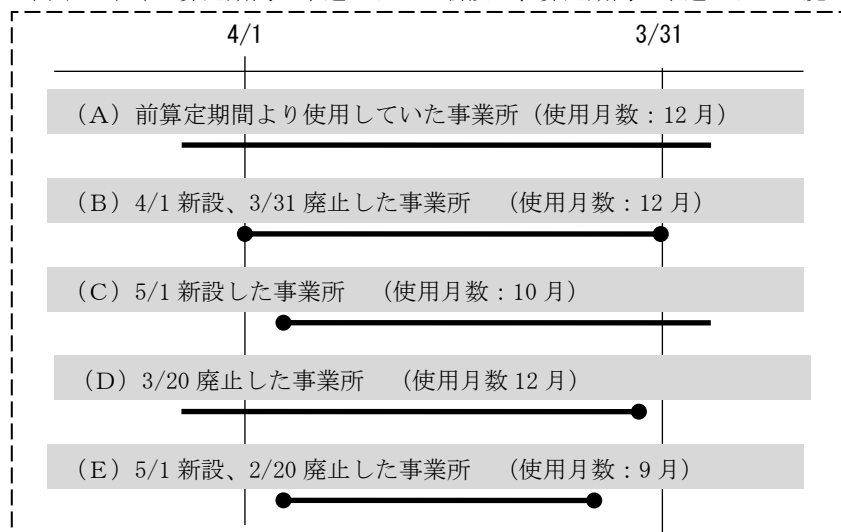
〔例〕課税標準の算定期間が4月1日から翌年3月31日までの法人の場合

下図の(A)及び(B)：算定期間を通じて使用

下図の(C)：算定期間の中途において新設

下図の(D)：算定期間の中途において廃止

下図の(E)：算定期間の中途において新設し、算定期間の中途において廃止



(注1) 課税標準の算定期間の中途とは、課税標準の算定期間の開始日の翌日から当該期間の末日の前日までをいいます。

したがって、当該期間の開始日に新設、又は末日に廃止した事業所等については、課税標準の算定期間を通じて使用された事業所等の扱いとなります。

(注2) 課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合における、前述のア、イ及びウの計算式中の事業所床面積については、当該事業所床面積を12で除し、その月数を乗じて得た面積となります。

(注3) 新設の日とは、営業を開始した日（オープン日）ではなく、事業の開業準備を始めた日をいいます。

事業所等の新設又は廃止について

事業所等の新設又は廃止とは、一区画（一構内）を占めて経済活動を行う事業所等（一の事業所等）全体についての新設又は廃止をいい、**一の事業所等の中における事業所床面積の増加又は減少は、単なる床面積の異動に過ぎないことから月割課税は行わず、課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積により課税されます。**

[月割課税しない例]

- ・事業所用家屋を増築又は一部取壊しした場合
- ・事業所用家屋がある敷地内に別の事業所等の新設した場合
- ・事業所用家屋が複数ある敷地内の一部の事業所等を廃止した場合
- ・貸しビル等において、フロアの借増し・借減らしをした場合 等

(2) 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額です。

(法第701条の31第1項第5号)

① 従業者給与総額

従業者給与総額とは、事業所等の従業者（役員を含みます。）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」といいます。）の総額をいいます。

ア 従業者給与総額に含まれるもの

従業者給与総額には、俸給、給料、賃金、賞与、扶養手当、住居手当、所得税の取扱い上課税とされる通勤手当、時間外勤務手当、現物給与、経理上未払金として損金経理されている給与等が含まれます。

また、事業所等の従業者に事業専従者がいる場合、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

イ 従業者給与総額に含まれないもの (通知(6)イ(ア)、(イ))

従業者給与総額には、退職給与金、年金、恩給等は含まれません。

また、外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬等で所得税法第28条第1項に規定する給与等に該当しないものは、従業者給与総額に含まれません。

② 従業者給与総額の算定上の留意事項

ア 障害者及び年齢 65 歳以上の者 (令第56条の17)

障害者及び年齢 65 歳以上の者(役員を除く)については、事業所等の従業者から除かれます。ただし、非課税と同様の取り扱いとなるため、事業所等明細書(別表1)の従業者給与総額に含め、非課税明細書(別表2)の所定の欄にも記載をしてください。(「申告書の記載例」(P.45~48)を参考にしてください。)

イ 雇用改善助成対象者 (令第56条の17の2、規則第24条の2)

雇用改善助成対象者とは、年齢 55 歳以上 65 歳未満の事業所等の従業者のうち、雇用保険法等の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者で一定のものをいいます。

事業所等の従業者に雇用改善助成対象者がいる場合、その者の給与等の額の2分の1に相当する額は、従業者給与総額から控除されます。

対象となる従業者給与総額等については、事業所等明細書(別表1)の従業者給与総額に含め、課税標準の特例明細書(別表3)の所定の欄にも記載をしてください。(「申告書の記載例」(P.45~46、49~50)を参考にしてください。)

なお、対象者は次のとおりです。

雇用改善助成対象者の区分	根 拠 法 令
特定求職者雇用開発助成金の支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者	雇用保険法施行規則第 109 条 又は 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第 6 条の 2 第 1 項
公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた者のうち、指示を受けた日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者	雇用保険法施行規則第 130 条 又は 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 18 条第 5 号
雇用奨励金の支給に係る者で、その支給に係る雇入れの日において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号

③ 障害者・高齢者等の従業者であるかどうかの判定

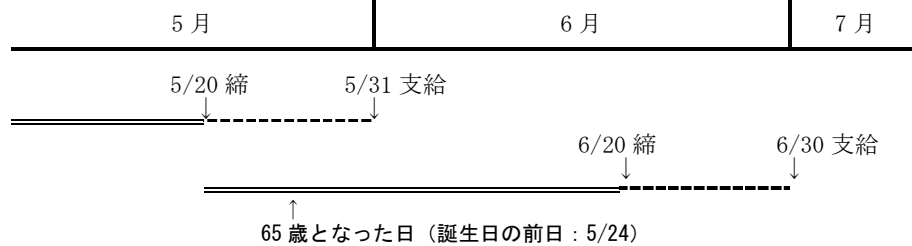
障害者、年齢 65 歳以上の者及び雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によります。すなわち、給与等の計算の基礎となる期間(月給等の期間)の末日の時点が判定日となります。

なお、賞与等にあつては、支給日時点において判定します。

〔例〕 20 日締め、当月末日払い、65 歳の誕生日（5/25）の場合

6 月 30 日に支給する給与から非課税となります。

→ 65 歳となった日が、6 月 30 日に支給する給与の期間に含まれるため。



④ その他の従業員の取扱い

P7～8 の表により取り扱います。

6 非課税

事業所等において行う事業のうち、公益法人等が収益事業以外の事業の用に供する施設、路外駐車場等の公共性が高く都市機能上必要とされる施設、勤労者の福利厚生施設、消防・防災用設備等については、事業所税が課税されません。

(法第 701 条の 34)

- ◎ 非課税対象施設の詳細については、「第 4 章 非課税対象施設」(P. 22～30)をご覧ください。
- ◎ 非課税の規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日（算定期間の中で事業所を廃止したものについては、廃止の日）の現況によります。
- ◎ 非課税対象施設に該当する場合は、「非課税明細書（第 44 号様式別表 2）」の提出が必要となります。「申告書の記載例」(P. 47～48)を参考に記載してください。また、非課税対象施設であることを証明できる資料（開設許可証、認可証等）の提出を依頼することがあります。

7 課税標準の特例

事業所等において行う事業のうち、協同組合等が本来の事業の用に供する施設、倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫、公害防止施設、ホテル又は旅館営業の用に供する施設等については、税負担が軽減されます。

(法第 701 条の 41)

- ◎ 課税標準の特例対象施設の詳細については、「第 5 章 課税標準の特例対象施設」(P. 31～37)をご覧ください。

- ◎ 課税標準の特例の適用を受ける事業であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日（算定期間途中で事業所を廃止したものについては、廃止の日）の現況によります。
- ◎ 課税標準の特例対象施設に該当する場合は、「課税標準の特例明細書（第 44 号様式別表 3）」の提出が必要となります。「申告書の記載例」（P. 49～50）を参考に記載してください。

8 税額計算

事業所税額の計算は、次によります。

(1) 資産割額

$$\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の末日} \\ \text{現在の事業所床面積} \end{array} - \begin{array}{c} \text{非課税となる} \\ \text{事業所床面積} \end{array} - \begin{array}{c} \text{課税標準の特例の適用による} \\ \text{控除事業所床面積} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間の} \\ \text{月数} \\ \hline 12 \end{array}}{12} \times \text{税率} \times 600 \text{ 円}$$

※ 事業所が複数ある場合、事業所ごとに計算（税率を乗じる前まで）し、計算した結果を合計した後に税率を乗じます。なお、課税標準の算定期間の中途において新設又は廃止された事業所等がある場合は、月割計算により算定します。（P. 9～11）

(2) 従業者割額

$$\left(\begin{array}{c} \text{課税標準の算定期間中に支払われた} \\ \text{従業者給与総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{非課税となる} \\ \text{従業者給与総額} \\ \text{（障害者及び 65 歳以上の者を含む）} \end{array} - \begin{array}{c} \text{課税標準の特例の適用による} \\ \text{控除従業者給与総額（雇用改善助成対象者を} \\ \text{含む）} \end{array} \right) \times \frac{\text{税率}}{\frac{0.25}{100}}$$

(3) 事業所税額

資産割額 + 従業者割額 = 事業所税額（税額の 100 円未満の端数切捨）

（法第 20 条の 4 の 2 第 3 項）

9 減免

天災その他特別な事情により減免を必要とすると認められる場合、その他特別の事情があると認められる場合については、事業所税が減免されます。

（条例第 123 条の 12）

- ◎ 減免対象施設の詳細は、「第 6 章 減免対象施設」（P. 38～40）をご覧ください。
- ◎ 減免に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況によります。
- ◎ 減免対象施設に該当する場合には、「事業所税に係る減免申請書」（P. 55～56）を申告納付期限内に提出してください。必要な調査等を行ったうえで減免決定します。

10 特殊関係者に係るみなし共同事業

事業所得税では、税負担の均衡等を図るため、親族その他特殊な関係にある個人又は同族会社^(注1)（以下「特殊関係者」といいます。）を有している者がその特殊関係者と同一の家屋で事業を行っている場合、その特殊関係者が行っている事業は、特殊関係者を有している者との共同事業とみなされます。^(注2)

（法第 701 条の 32 第 2 項、令第 56 条の 21）

（注 1） 法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社をいいます。

法人税法第 2 条第 10 号（抜粋）

会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式又は出資（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合におけるその会社をいう。

（注 2） 市街地再開発事業により施設建築物の一部が与えられた場合等、特別の事情に限って共同事業とみなされない場合があります。
（令第 56 条の 21 第 2 項）

(1) 課税標準及び免税点の取扱い（令第 56 条の 51 第 2 項、令第 56 条の 75 第 2 項）

特殊関係者の行っている事業が共同事業とみなされた場合、課税標準は、「特殊関係者を有している者が行っている事業分のみで算定」しますが、免税点は、「特殊関係者を有している者が行っている事業」と「特殊関係者の行っている事業」で「共同事業とみなされた事業」を合算して判定します。

なお、みなし共同事業に該当する場合は、「みなし共同事業に係る明細書」（P. 57 ～59）の提出が必要となります。「みなし共同事業に係る明細書の記載例」（P. 59）を参考に記載してください。

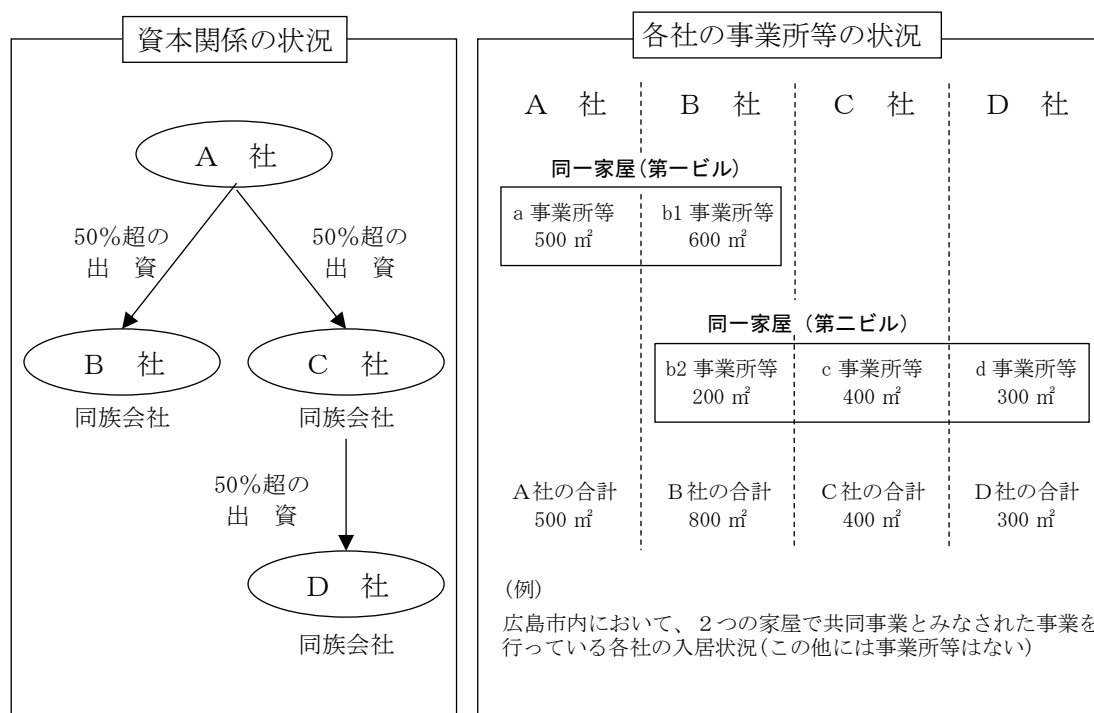
(2) 特殊関係者の範囲（令第 56 条の 21）

特殊関係者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」といいます。）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹
- ② ①に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者
- ③ ①及び②に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者
- ④ 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げる方を除きます。）及びその者と①から③の一に該当する関係がある個人

- ⑤ 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と①から④の一に該当する関係がある個人
- ⑥ 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社
- ⑦ 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と①から④までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含みます。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

(3) 事例



① 特殊関係者について

判定対象者	特 殊 関 係 者	
A 社	B 社	親会社A社からみて子会社B社と子会社C社は特殊関係者に該当 (B社、C社とも「前述 10(2)特殊関係者の範囲」の⑥に該当)
	C 社	
B 社	C 社	子会社B社からみて親会社A社は特殊関係者に該当せず、兄弟会社C社とその子会社D社は特殊関係者に該当 (C社、D社とも「前述 10(2)特殊関係者の範囲」の⑦に該当)
	D 社	
C 社	B 社	子会社C社からみて親会社A社は特殊関係者に該当せず、兄弟会社B社と子会社D社は特殊関係者に該当 (「前述 10(2)特殊関係者の範囲」で、B社は⑦、D社は⑥に該当)
	D 社	
D 社	なし	

② 免税点の判定

判定対象者	判 定 内 容
A 社	$a + \underline{b1} = 1,100 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点超}$ A社の特殊関係者であるB社との 共同事業とみなされる事業 ※ B社のb2及びC社のcの事業所等で行っている事業は、A社のaの事業所等と同一の家屋ではないため、免税点の判定には含めません。
B 社	$b1 + b2 + \underline{c + d} = 1,500 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点超}$ B社の特殊関係者であるC社とD社との 共同事業とみなされる事業
C 社	$c + \underline{b2 + d} = 900 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点以下}$ C社の特殊関係者であるB社とD社との 共同事業とみなされる事業 ※ B社のb1の事業所等で行っている事業は、C社のcの事業所等と同一の家屋ではないため、免税点の判定には含めません。 ※ 事業所床面積が800 m²を超えるため、申告の必要があります。
D 社	$d = 300 \text{ m}^2 \Rightarrow \text{免税点以下}$ ※ 特殊関係者を有しないため、自社の事業所のみで判定します。

③ 課税標準と事業所税額

対象者	課税標準と事業所税額	
A 社	課税標準	$a = 500 \text{ m}^2$
	税 額	$500 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 = 300,000 \text{ 円}$
B 社	課税標準	$b1 + b2 = 800 \text{ m}^2$
	税 額	$800 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円/m}^2 = 480,000 \text{ 円}$
C 社	免税点以下のため課税されません。	
D 社	免税点以下のため課税されません。	

第3章 事業所税の申告と納付

1 申告

広島市内の事業所等において事業を行っている法人又は個人で事業所税の申告義務がある場合は、法人については事業年度終了の日から2か月以内、個人については翌年の3月15日までに、それぞれ申告書を提出してください。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

(1) 申告義務者

次の①又は②に該当する場合は事業所税の申告が必要です。

① 免税点を超えており納付すべき事業所税額がある場合

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

課税標準の算定期間の末日現在において、非課税に該当するものを除き、広島市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計又は従業者数の合計が免税点(P. 6～8)を超える場合。

② 免税点以下で納付すべき事業所税額がない場合で、次のアからウのいずれかに該当する場合

(法第701条の46第3項、法第701条の47第3項、条例第123条の8第3項)

ア 前事業年度又は前年に納付すべき事業所税額があった場合

イ 広島市内に所在する各事業所等の事業所床面積(非課税床面積を含む)の合計が800㎡を超える場合

ウ 広島市内に所在する各事業所等の従業者数(非課税従業者数を含む)の合計が80人を超える場合

(2) 申告期限

法人の場合は事業年度終了の日から2か月以内、個人の場合は翌年の3月15日までに提出してください。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

なお、申告期限後に申告書を提出された場合には、別途加算金(P. 20～21)が課されることがあります。

(3) 申告方法

課税標準額(税額算出のために税率を乗ずべき額)及び税額その他必要な事項を記載した申告書(P. 43～52)を提出してください。

(法第701条の46第1項、法第701条の47第1項)

(4) 提出先

広島市財政局税務部市民税課法人課税係
〒730－8586（広島市役所の個別郵便番号）
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

電子申告をご利用ください

広島市では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用したインターネットによる事業所税の電子申告の受付を行っています。

詳しくは eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

2 納付

広島市内の事業所等において事業を行っている法人又は個人で事業所税の納付義務がある場合は、法人は事業年度終了の日から 2 か月以内、個人は翌年の 3 月 15 日までに、その申告した税額を納付してください。

（法第 701 条の 46 第 1 項、法第 701 条の 47 第 1 項）

(1) 納付期限

法人の場合は事業年度終了の日から 2 か月以内、個人の場合は翌年の 3 月 15 日までに、それぞれ申告書を提出するとともに、その申告した税額を納付してください。

なお、納付期限後に事業所税を納付された場合は、別途延滞金が課される場合があります。

また、延滞金の計算方法は所定の納付書の裏面に記載しています。詳しくはお問合せください。

(2) 納付方法

申告した税額を、所定の納付書を使用し、広島市の指定金融機関等で納付してください。

なお、広島市の指定金融機関等は、所定の納付書の裏面に記載しています。詳しくはお問合せください。

電子納税をご利用ください

令和元年 10 月 1 日から、eLTAX にて、地方税共通納税システムが稼動し、すべての地方公共団体への電子納税が可能となりました。これにより地方税の納付手続を金融機関窓口等へ行くことなく、複数の団体へ一括納付することができるようになりました。

利用時間は、8 時 30 分から 24 時まで。（土・日・祝日、年末年始は除く。）

詳しくは eLTAX ホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

3 期限後申告・修正申告・更正の請求

(1) 期限後申告

(法第 701 条の 49 第 1 項)

事業所税の申告義務者は、申告書の提出期限後においても、広島市長による課税標準額及び税額の決定の通知があるまでは、申告納付することができます。

(2) 修正申告（税額が不足する場合）

(法第 701 条の 49 第 2 項)

提出した申告書等に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。

※ (1)の期限後申告又は(2)の修正申告を行った場合、延滞金が課されることがあります。

(3) 更正の請求（税額が過大の場合）

(法第 20 条の 9 の 3)

申告書を提出した場合で、当該申告書に記載した課税標準額又は税額の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納付すべき事業所税額が過大であるときには、申告納付期限から 5 年間に限り、その申告に係る課税標準額又は税額につき更正をすべき旨の請求をすることができます。

※ 更正の請求に際しては、市民税課法人課税係へご相談ください。「更正の請求書」の様式及び請求の理由の基礎となる「事実を証する書類」についてご案内いたします。

4 加算金

過少な申告をしたとき、申告書の提出期限までに申告書の提出をされなかったときなどは、延滞金の他に次のような加算金が課されます。

(1) 過少申告加算金

(法第 701 条の 61 第 1 項)

申告書の提出期限までに申告書を提出した後において、申告税額が過少であるため更正があったときは、増加した税額の 10%（増加した税額が、期限内に提出した申告書に係る税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える場合には、超える部分については、5%を加算して 15%）が過少申告加算金として課されます。

ただし、当該更正が行われる前に、納税義務者が自らその不足税額分について修正申告された場合は、過少申告加算金は課されません。

(2) 不申告加算金

(法第 701 条の 61 第 2 項、第 3 項、第 4 項)

次のいずれかに該当する場合には、申告、決定又は更正により納付すべき税額の 15%（納付すべき税額が 50 万円を超え 300 万円以下の部分については 20%、納付すべき税額が 300 万円を超える部分については 30%）の不申告加算金が課されます。

① 申告書の提出期限後に申告書を提出した場合、又は申告書を提出しなかったため調査により課税標準額及び税額の決定があった場合

② 申告書の提出期限後に申告書を提出した後において修正申告書を提出した場合、又は調査により課税標準額又は税額の更正があった場合

- ③ 申告書を提出しなかったため調査により課税標準額及び税額の決定があった後において修正申告書を提出した場合、又は調査により課税標準額又は税額の更正があった場合

ただし、納税義務者が自ら①の申告書を提出した場合、又は②若しくは③の場合で修正申告書を提出した場合の不申告加算金については、納付すべき税額の 5%となります。

(法第 701 条の 61 第 6 項)

(4) 重加算金

- ① 過少申告加算金が課される場合において、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、過少申告加算金額に代えて更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の 35%の重加算金が課されます。

(法第 701 条の 62 第 1 項)

- ② 不申告加算金が課される場合において、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、かつ、その隠ぺいし、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、不申告加算金額に代えてその計算の基礎となるべき税額の 40%の重加算金が課されます。

(法第 701 条の 62 第 2 項)

(4) 加算金の加重措置

期限後の申告書の提出若しくは修正申告の提出又は更正若しくは決定（以下、「期限後申告等」といいます。）があった日の前日から起算して、5 年前の日までの間で、不申告加算金又は重加算金（以下、「不申告加算金等」といいます。）を徴収されたことがある場合、又は期限後申告等があった場合において、期限後申告等の前年度及び前々年度について、不申告加算金等を決定すべきと認められる場合は、10%をさらに加重して不申告加算金等が課されます。

(法第 701 条の 61 第 5 項、第 701 条の 62 第 3 項)

- ① 不申告加算金の場合

納付すべき税額×25%（納付すべき税額が 50 万円を超え 300 万円以下の部分については 30%、納付すべき税額が 300 万円を超える部分については 40%）が課されます。

- ② 重加算金（過少申告）の場合

更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の 45%が課されます。

- ③ 重加算金（不申告）の場合

納付すべき税額×50%が課されます。